

議案第17号

大府市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村秀人

大府市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>空家等及び類似空家等の立入調査等</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>空家等又は類似空家等の所在及び当該空家等又は類似空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等又は類似空家等</u>に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、<u>法第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、空家等又は類似空家等の所有者等</u>に対し、当該<u>空家等又は類似空家等</u>に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、<u>空家等又は類似空家等と認められる場所</u>（<u>空家等については、敷地に限る。以下この条において同じ。</u>）に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を<u>空家等又は類</u></p>	<p>(<u>類似空家等の立入調査等</u>)</p> <p>第9条 市長は、<u>類似空家等の所在及び当該類似空家等の所有者等を把握するための調査その他類似空家等</u>に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、<u>類似空家等の所有者等</u>に対し、当該<u>類似空家等</u>に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、<u>類似空家等と認められる場所</u>に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を<u>類似空家等と</u></p>

改正後	改正前
<p><u>似空家等</u>と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該<u>空家等又は類似空家等</u>の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該<u>類似空家等</u>の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>4 第2項の規定により<u>空家等又は類似空家等</u>と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>4 第2項の規定により<u>類似空家等</u>と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>5 略</p> <p>(<u>空家等及び類似空家等</u>の所有者等に関する情報の利用等)</p>	<p>5 略</p> <p>(<u>類似空家等</u>の所有者等に関する情報の利用等)</p>
<p>第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名<u>その他空家等又は類似空家等</u>の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>	<p>第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名<u>その他類似空家等</u>の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>
<p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空家等又は類似空家等</u>に工作物を設置している者その他の者に対して、<u>空家等又は類似空家等</u>の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>	<p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>類似空家等</u>に工作物を設置している者その他の者に対して、<u>類似空家等</u>の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、法第10条第3項若しくは前条第2項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、当該提供又は協力を求める相手方に対して、次に掲げる情報を提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第13条第1項の規定による指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。<u>ただし、当該報告又は立入調査が法第13条第1項又は第2項に係るものであるときを除く。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>2 市長は、法第10条第3項若しくは前条第2項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、当該提供又は協力を求める相手方に対して、次に掲げる情報を提供することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。